

建材EPD検討会議 第3回『EPD・CFP勉強会』

EPD概要

2026.2.19



一般社団法人サステナブル経営推進機構

Sustainable Management Promotion Organization

EPD事業部 統括室 室長代理 / 副主任研究員 神谷優大

目次

- LCAとCFP
- EPD概要
- EPD取得方法
- EPD取得に係る料金

目次

- LCAとCFP
- EPD概要
- EPD取得方法
- EPD取得に係る料金

エンボディードカーボン評価の土台となるLCA手法

LCA：Life Cycle Assessment (ライフサイクルアセスメント)

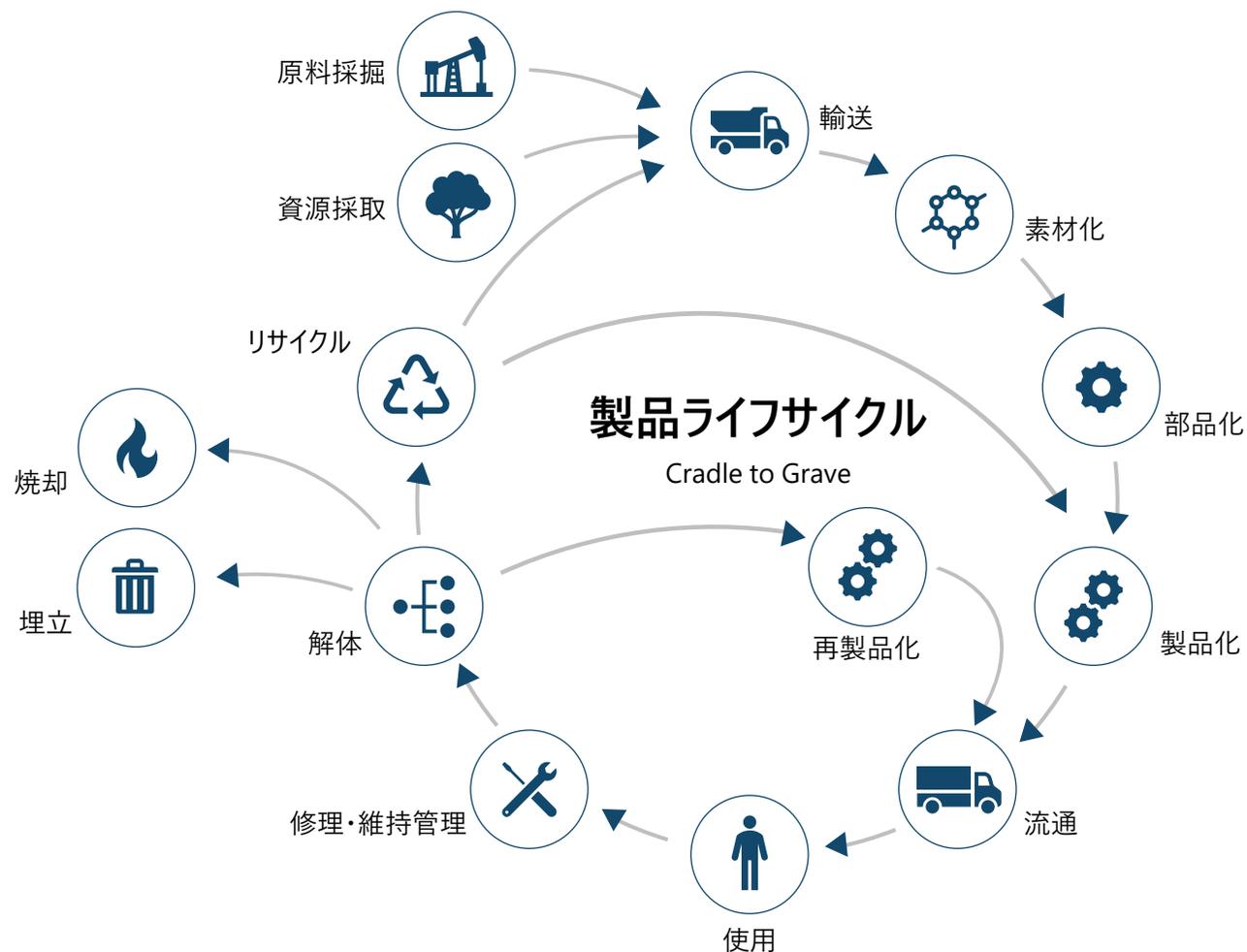
- LCAは、国際規格ISO14040及びISO14044に基づく製品・サービスの環境負荷定量化手法
- EPDは、LCA手法に基づいた製品の環境影響を第三者検証したもの

ISO14040・ISO14044

ライフサイクルアセスメントの国際規格



地球環境や生態系、人間健康等への影響評価



CFPとLCA、EPD

EPDの算定ルールであるPCR(Product Category Rule)では分野、製品群ごとの算定ルールを整備

- PCRではISO14067に加え、ISO21930、ISO14025等の規格に準拠。
- Core-PCR「建材及び建設製品」ではあらゆる建材の算定が可能のほか、製品群別のPCR策定も可能。

国際規格

LCA/CFPに関する一般的なルール

建設分野共通のルール

製品群別のルール

第三者検証



ISO21930
建設分野のEPD
に関する規格

ISO14025
EPDに関する規格

ISO14067
ISO14040/44 etc.



GPI
SuMPO EPD プログラム規程



Core-PCR
「建材及び建設製品」



Sub-PCR
「建築用断熱材」



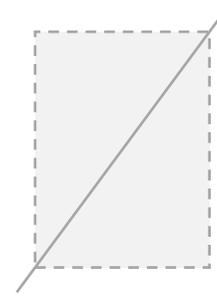
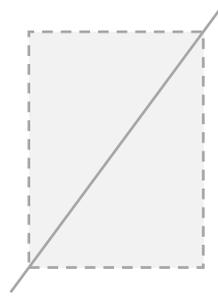
EPD
(第三者検証あり)



ISO14067



経産省・環境省ガイドライン



CFP
(第三者検証あり)



CFP
(自己宣言)

EPDの使い方

カーボンフットプリントとして多様なシーンで活用可能

- PCRに基づく第三者検証済みLCA/CFP (EPD) を取得していることの意味

社外
(取引先)

当社のScope 3のカテゴリ-1で使える一次データを出してほしい。

承知しました。こちら (EPD) をお使いください。

当社製品算定に用いるために、あなたのところの一次データの原単位 (排出係数) がほしい。

承知しました。こちら (EPD) をお使いください。

カーボンフットプリントを出してほしい。第三者検証済みなら尚良し。

こちら (EPD) が第三者検証済みのカーボンフットプリントです。

ISO14067の数値がほしい。ISO14040・ISO14044の数値がほしい。欧州のEN15804に準拠したデータを開示してほしい。

承知しました。こちら (EPD) がそのデータです。

EPD取得者



ISO14040, ISO14044
ISO14067
ISO14025
ISO/TS14027
ISO21930, EN15804

社内

製品のCFP、PCF、LCAが必要になりそうだ。

CFP、PCF、LCA、すべてEPDに含まれる指標です。

カーボンニュートラル戦略推進のために、製品ごとのホットスポット分析が必要だ。

EPDによると、このあたりの環境負荷が最も大きく出ています。

全製品でカーボンフットプリントを出していかないといけなくなりそうだ。

EPDのシステム認証という仕組みもあります。

次々に新しい枠組みが生まれているが、何がどう違って、どれをやればよいのやら。

EPDにしておけば、どの枠組みからも大きくそれることは無さそうです。

サーキュラーエコノミーやTNFDなど、カーボンだけでなく他の領域の評価も必要そうだ。

EPDで既に、水や資源、生態系等に関する領域も評価しています。

社外

投資家 非財務情報開示への活用

政府 製品調達要件、市場流通規則

認証等スキームオーナー 認証取得要件

目次

- LCAとCFP
- EPD概要
- EPD取得方法
- EPD取得に係る料金

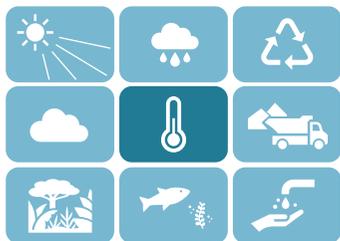
EPDとは？

国際社会で20年以上の運用実績のある、透明性・公平性の高い製品環境データ

- EPD (Environmental Product Declaration)
- ISO14025に準拠し運営される、製品LCA/CFPの算定・検証・開示の国際的枠組み
- 中立機関であるEPDプログラム運営組織が、国際規格ISOに準拠しルールや手順等を管理

EPD (透明性・公平性・信頼性ある製品環境データ) の4要素

科学的・多領域評価



科学的アプローチによる、製品の環境負荷の定量化手法であるLCAを採用。
気候変動指標 (カーボンフットプリント) や資源指標を含む多領域を多角的に評価。

製品別詳細ルール



Product Category Rule

製品群ごとの業界共通LCA・CFPルール。
国際規格に則る手順に基づき、業界関係者が関与のもと、第三者の専門家による審査を経て策定される共通ルール。

第三者チェック



第三者検証

データの信頼性を高める第三者検証。LCAの専門性を有する専門家・専門機関が検証を実施。製品間の比較可能性の追求やグリーンウォッシュ回避のための必須要素。

透明性高いコミュニケーション



情報開示

第三者検証済み環境データの受け手の適切な理解を確かにする情報開示 (秘匿情報を含まない)。環境データに透明性を付与し、データの有効性を証明する必須要素。

ISO14025, ISO/TS14027

EPD取得済み建材の一例

SuMPO EPDに登録済みの建材は717件 (2025年12月末時点, 累計)

- 構造材や外装材、非構造材、更には設備まで、建築物LCAに必要な多数の建材をカバー

建材Core-PCR

SuMPO EPD - Product Category Rules

Core-PCR for
建材及び建設製品
Construction products
v.2.0.0

■PCR登録番号 SuMPO-PCR-01000-2-0-0
■認定日 2025. 3. 31
■有効期限 2030. 3. 30

(プログラム)
SuMPO 環境ラベルプログラム
<https://ecoleaf-label.jp/>
(運営・事務局)
一般社団法人サステナブル経営推進機構
<https://sumpo.or.jp/>

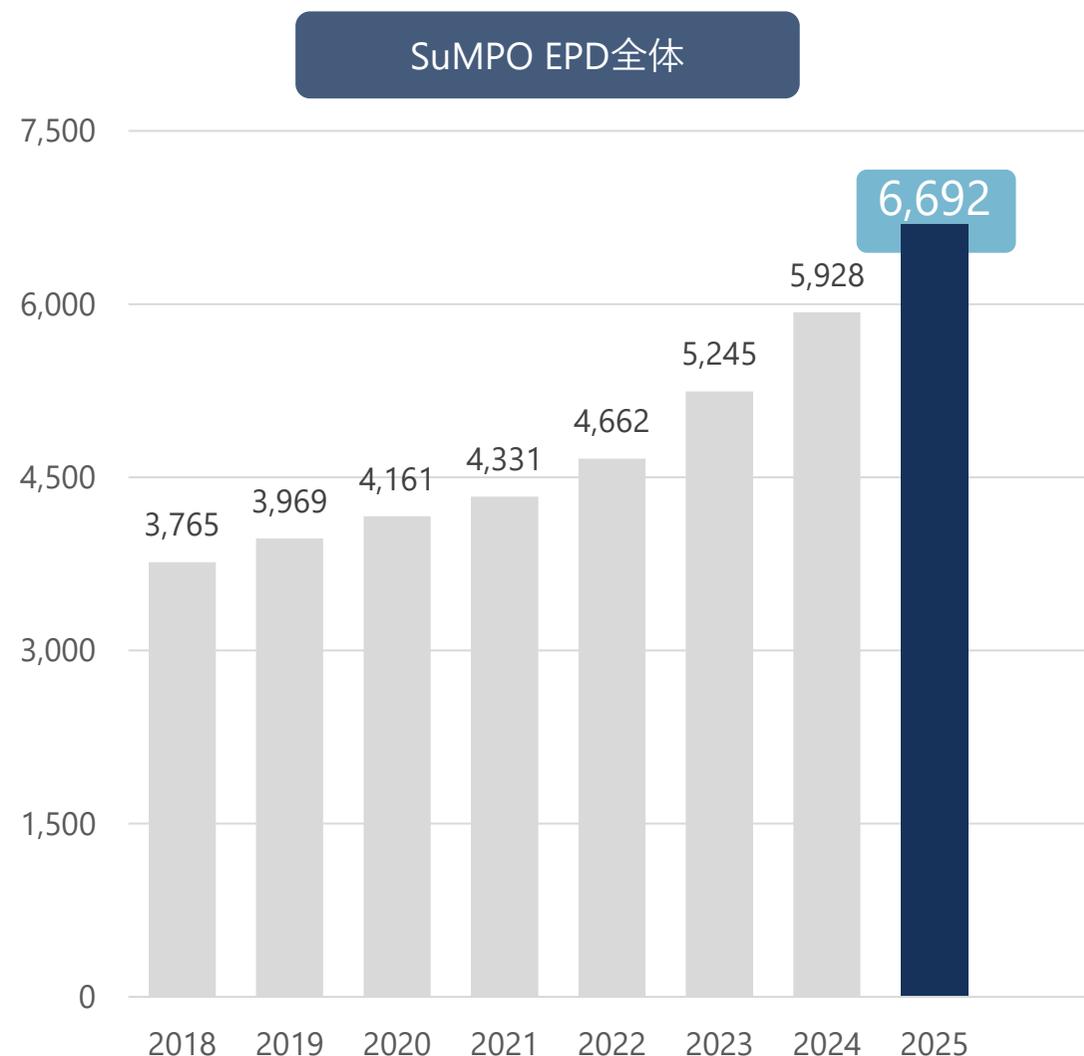
建設・建築分野 Core-PCR

生コンクリート	プレキャストコンクリート	構造用木材	鉄鋼製品	せっこうボード
断熱材	ガラス	窓・サッシ	デッキ・ルーバー	空調設備
				PCR策定中 2025年度公開
内外装用木材	フローリング	タイルカーペット	ビニル床タイル	二重床
砕石・砕砂	家具	ステンレス管	パイプ類	チタン
				OAフロア

EPD件数の推移

SuMPO EPDの累計登録数は6,000件超

- EPD/CFPを含む取得件数 (2025年12月末時点)
- 建築、土木分野でのEPD件数増加が顕著

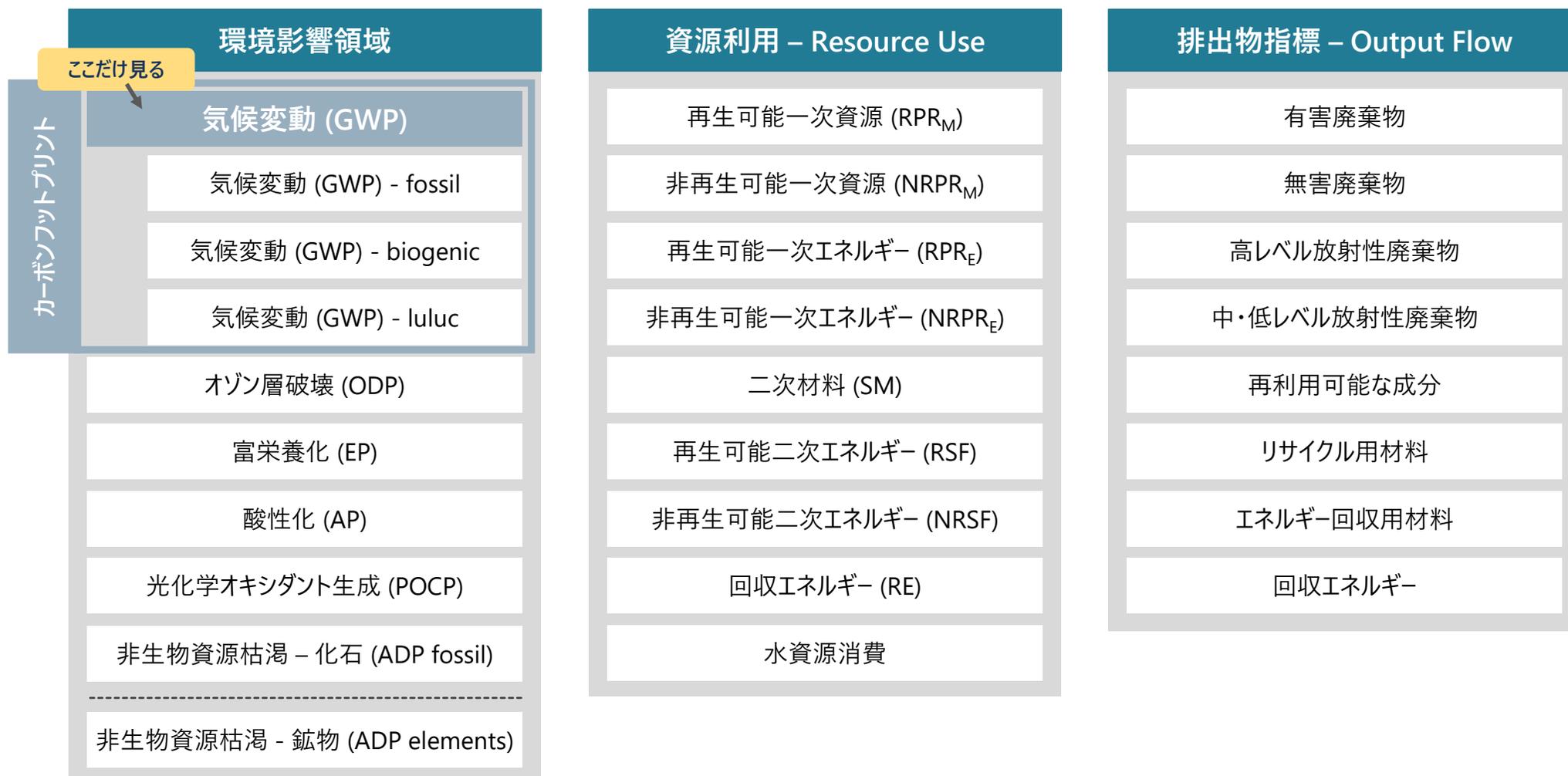


※公開終了後の旧プログラム・統合プログラムも含めたEPD及びCFP取得件数 (2025年12月末時点)

対象評価領域

EPDでは、カーボンフットプリントを含む多領域の環境影響を評価する

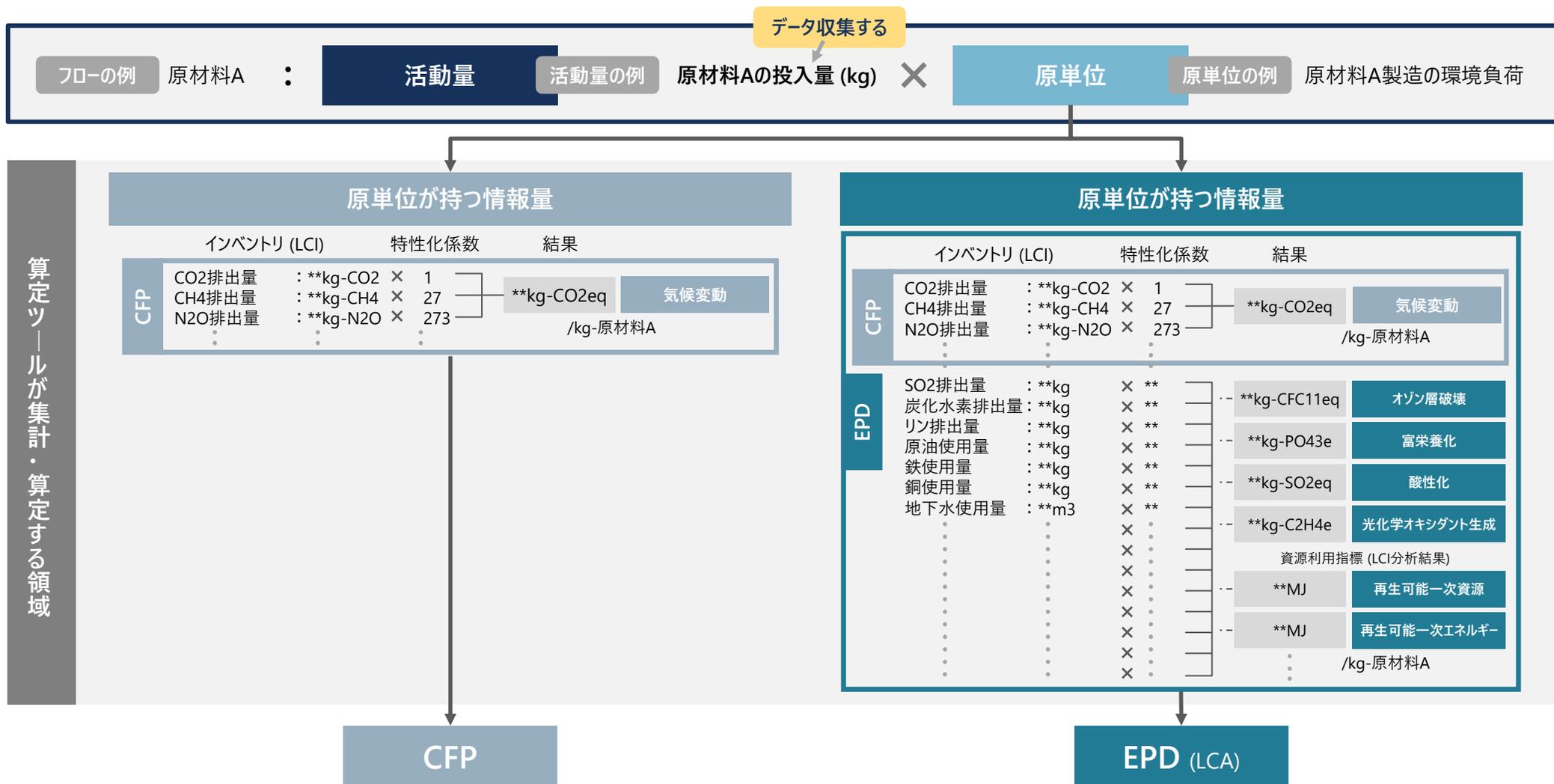
- LCA・EPDにおける気候変動指標 (GWP : Global Warming Potential) はカーボンフットプリントと同義
- 気候変動以外には、大気や水域への影響、水資源や化石資源等に関する評価指標も



LCAもCFPも、「活動量×原単位」

収集するデータ項目数や活動量データはLCAもCFPも原則同じ

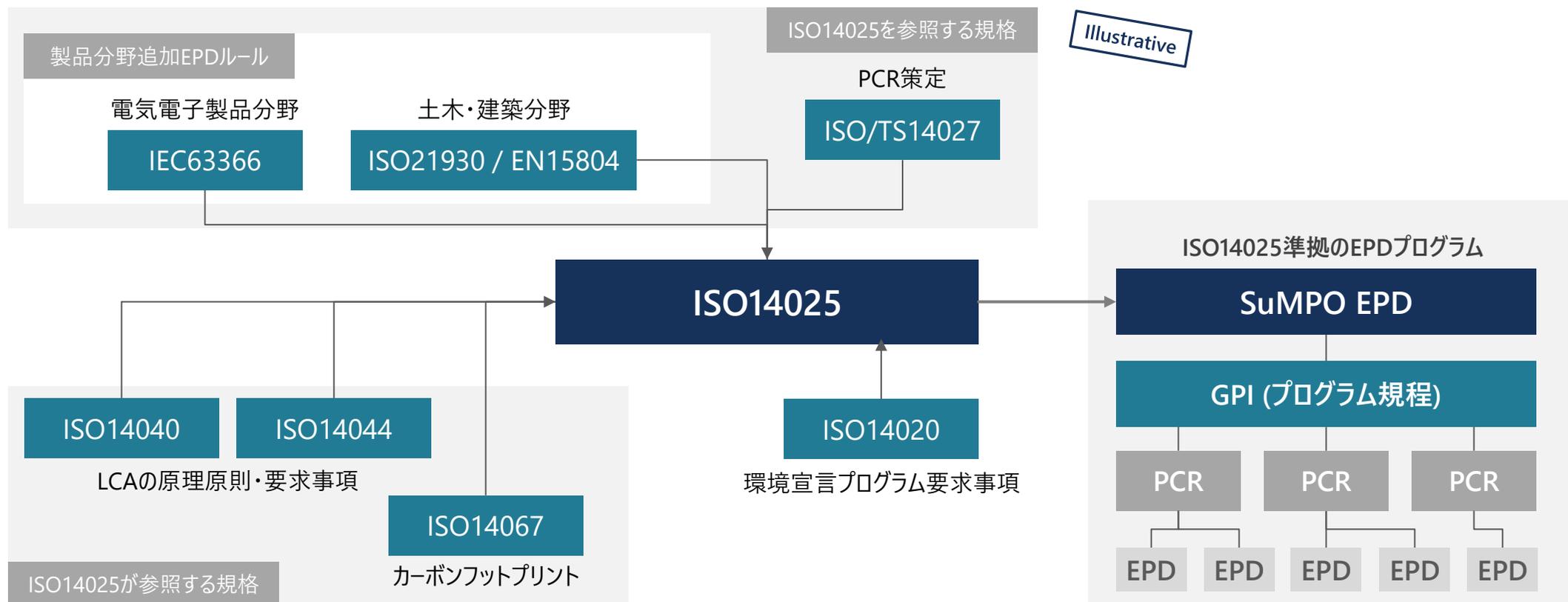
- IDEA等のデータベースが持つ情報のうち、どの情報を算定ツールで集計させるか次第
- LCAもCFPも、算定者の負荷はほぼ同等



EPDの関連国際規格

EPDは、ISO14040/44を始めとした国際規格を基に運営されている

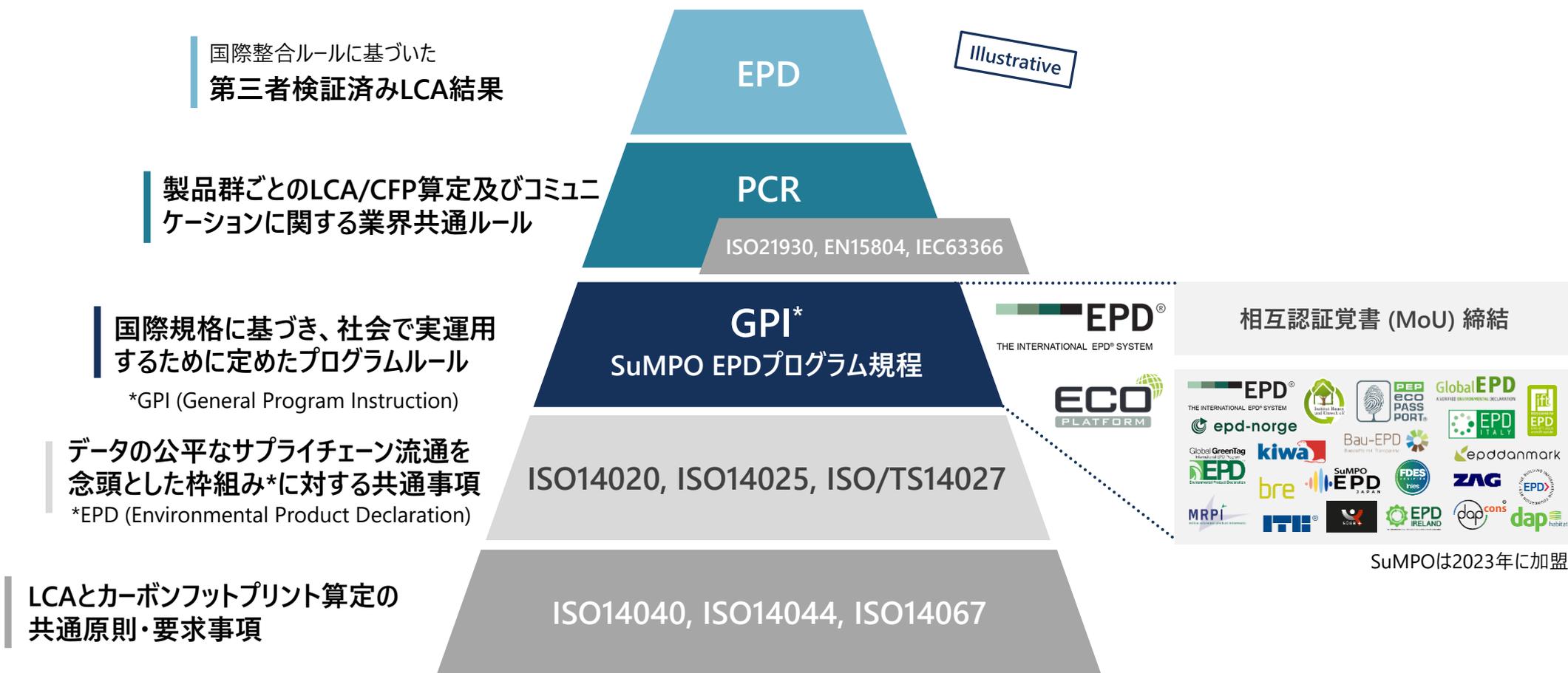
- 算定はISO14040/ISO14044およびISO14067に基づく
- 特定分野 (建築及び電気電子等) においては、追加的に分野特化規格 (ISO21930等) にも準拠
- PCR策定はISO14025及びISO/TS14027に基づく



SuMPO EPD GPI (プログラム規程) の位置づけ

国際整合を一層深めたSuMPO EPDプログラム規程 (GPI) を2024年6月1日公開

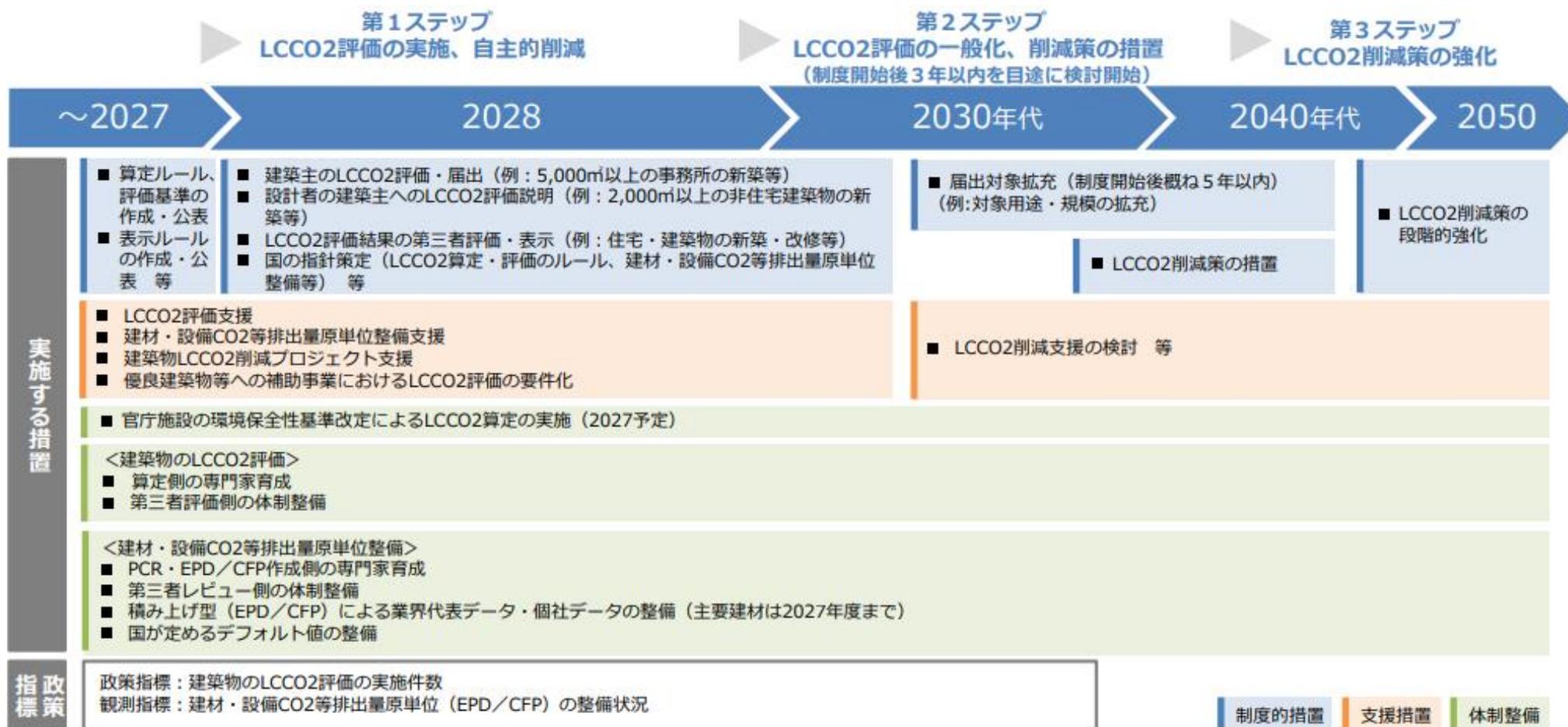
- 2002年から運用するエコリーフを2024年度に「SuMPO EPD」へと改名
- 国際整合を一層加速させた規定に改訂



日本国内における建築分野LCAの動向 (国土交通省)

建築物のライフサイクルカーボン (LCCO2) の削減に向けたロードマップ

- まずは大規模建物を対象としたLCCO2評価制度が検討されている
- 段階的に規制を強化・拡充していく方針が示された



Source :建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議 第6回, 資料4-3 (2025年9月開催)
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000302.html

国内の建築物・建材LCAの動向

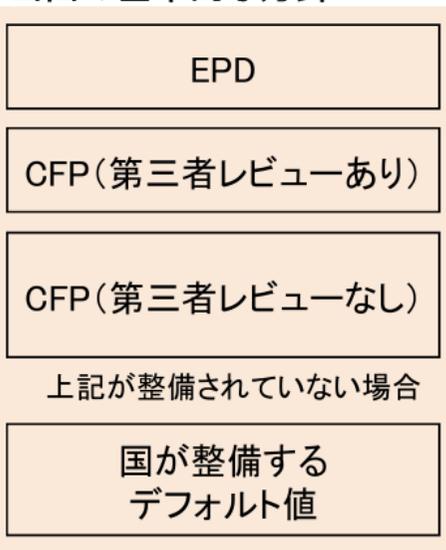
建材原単位はEPDを最優先としつつ、CFP等その他のデータも許容

- 建材原単位はEPDを最優先としつつ、データ整備の方向性について検討がなされている

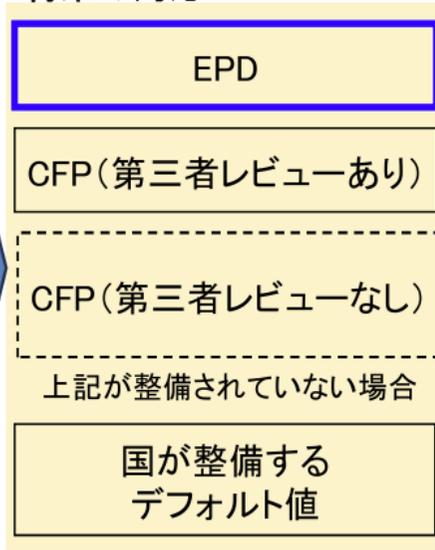
当面のデータ整備の基本的な方針と将来の対応



当面の基本的な方針



将来の対応



EPDをどこまで求めるかについては将来、検討(*1)

産業連関分析法によるデータや、CFP(第三者レビューなし)の継続使用は将来の状況を踏まえ判断(*2)

- *1 建築物に係る様々な環境情報に対するニーズの高まりに対応する観点からは、多くの環境負荷情報を内包するEPDの整備を促進することが望ましいと考えられるものの、将来的にEPDをどこまで求めるかについては、建築分野以外も含めた国内外におけるEPDの活用状況、我が国の認証機関の状況など日本の取組の進展等を踏まえて検討
- *2 原単位の整備の状況、建築物の環境情報に対するニーズの状況のほか、建材・設備製造等事業者にとって過度な負担とならないか、国際的に公平な競争環境が確保されているか等を踏まえ、判断

Source :建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議 第6回, 資料4-3 (2025年9月開催)
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000302.html

製品データとPCR以外の製品別算定ルールに係る方針



製品データに係る方針

該当するデータ種類	(A)製品データ	
	(ア)個社製品データ	(イ)業界代表データ
EPD/CFP(第三者レビューあり)/CFP(第三者レビューなし)		
整備主体	個社	業界団体
用途	主に施工時などの建材・設備調達後に活用	主に基本設計時や実施設計時などで活用。あるいは、個社製品データが整備されていない場合に活用
第三者レビューの必要性	第三者レビューを得ることが特に望ましい	第三者レビューを得ることが望ましい

- (A)製品データについては、原則として公開するものとし、建築物LCA算定用デフォルト値を整備する国等に速やかに報告するものとする。(A)製品データの更新を行う場合も同様とする。
- (A)製品データは、少なくとも5年ごとに更新することが望ましい。
- 建材・設備製造等事業者の脱炭素に向けたCO2等排出量削減努力が適切に評価されるようにするためには、同一の製品カテゴリー内に複数の(ア)個社製品データが定期的に整備されることが望ましい。
- (イ)業界代表データは、建築物LCAの算定結果が実態に近くなることを目指し、業界平均値とすることを原則とする。

PCR以外の製品別算定ルールに係る方針

	PCR以外の製品別算定ルール	
	CFPガイドラインに準拠	CFPガイドラインに準拠しない
	ISO21930の要件に準拠	ISO21930の要件に準拠しない
業界団体が整備	○	△
個社が整備	○	△
建材・設備汎用ルールに準拠する	○	△
建材・設備汎用ルールに準拠しない	×	×

- 算定対象とするライフサイクルステージは製品の原材料調達から製造(出荷)までを基本とする。
- 製品別算定ルールは少なくとも5年ごとに更新することが望ましい。
- 経済産業省・環境省の「カーボンフットプリントガイドライン」(「比較されることが想定される場合」について示されている要件を含む。)に準拠することが望ましい。
- また、ISO 21930の要件に準拠していることが望ましい
- 個社単体が整備するより、業界団体が整備することが望ましい。

国土交通省 支援事業

CO2 原単位等の策定に係る支援

事業TOP 応募手続き お問い合わせ

支援対象となる事業者

建材・設備に係る業界団体又は民間事業者等を支援対象とします。

支援の趣旨

2050カーボンニュートラルの実現に向け、建築物におけるCO2の削減を図るため、使用段階だけでなく、建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO2削減が重要で、また、建築物のライフサイクルアセスメント(LCA)の実施に当たっては、建築物に用いる建材や設備の数量と、建材や設備に係る原単位を掛け合わせる必要があります。建築物のLCAの環境を整備するためには、CO2原単位等の整備が不可欠となっています。そこで、本支援事業では、一定の要件を満たす建材・設備に係るCO2原単位の策定に対して国が建材・設備に係る業界団体又は民間事業者等に支援を行うこととしています。

支援金

原則として、策定した一のCO2原単位等につき上限額は400万円(税込)とします。なお、一事業者がCO2原単位策定について補助申請可能な額は、1,000万円(税込)までとします。

目次

- LCAとCFP
- EPD概要
- EPD取得方法
- EPD取得に係る料金

EPD取得の4ステップ

PCRに基づくLCA算定の後、第三者検証を経てEPDが取得可能

- まずは利用可能なPCR (Product Category Rule) の有無の確認から
- PCRの確定後、PCRに則りLCA算定を実施し、第三者検証を受ける
- 第三者検証に合格したもののみ、EPDとして利用可能に

既存PCRを探す

以下の順番で検討する

- 既存PCRをそのまま利用する
- 既存PCRを改訂する (対象製品範囲の拡張等)
- 新規にPCRを策定する

Step 1. | PCR

LCA算定とEPD作成

- PCRに基づきデータを収集し、LCA算定に落とし込む
- 検証のための検証申請書にエビデンス等の必要情報を記載
- 公開情報となるEPDを作成

Step 2. | LCA算定

第三者検証対応

- EPDプログラムに登録された個人検証員又は検証機関による検証を受ける
- 指摘等に対応

Step 3. | 検証

情報公開

- 合格済みデータをEPDプログラムウェブサイト公開
- toBコミュニケーションや調達等に利用可能

Step 4. | 公開



PCR (Product Category Rule) とは

1. PCR

2. 算定

3. 検証

4. 公開

製品種類ごとに定められたLCA算定ルールと宣言に関する決め事

- 複数の組織から成るワーキンググループでの原案作成に加え、意見公募やレビューパネルを経て策定される
- ISO/TS14027:2017に則り、EPDプログラムの枠組みで策定
- 2025年9月末時点で、71件のPCRが利用可能
- 2025年10月から、算定では無料で使用可能 (一部条件では有料)
- 業界団体主導のPCR策定も実施



太陽光発電モジュールPCR



セメントPCR



ガラスPCR

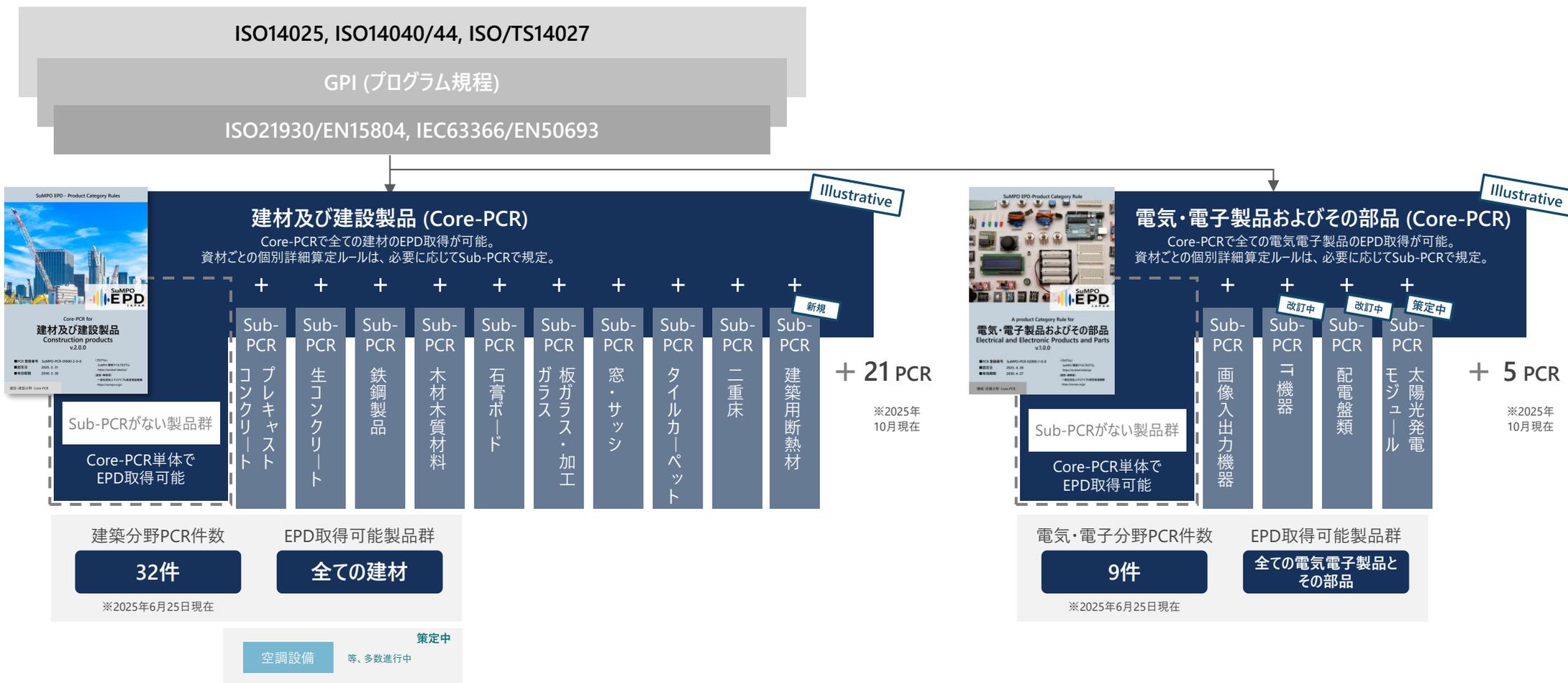


鉄鋼製品PCR

幅広い製品群でEPD取得を可能とするPCR構造化を推進

いかなるEPDも取得可能なCore-PCRを整備

- 国外EPDプログラムのPCR製品粒度との整合をはかりつつ、比較可能性等をも高めるSub-PCRも整備
- 建築分野以外も含めると、全72件のPCRが利用可能



PCR策定の基本プロセス

ISO14025及びISO/TS14027に基づくPCR策定プロセス

- 既存ルールを可能な限り活用することが、国際ハーモナイゼーションを推進するPCR策定の原則
- PCR策定は、EPDプログラム管理の下、ワーキンググループ (PCR-WG) の編成、PCR原案に対する意見公募、PCRレビューパネルが原則必須

1. 既存PCR調査

既に利用可能なPCRが存在するか、事業者にて新規策定前に確認する。プログラム事務局は、国外EPDプログラムのPCRを含めて確認し、技術委員会とも連携しつつ新規策定/改訂/国外PCRの落とし込み等、方向性を検討する。

2. PCR策定提案

新規策定もしくは既存PCRの改訂となった場合、事業者よりPCR策定提案書を事務局に提出 (PCR策定開始のトリガー)。

3. PCR WG募集

事務局にて、プログラムウェブサイトへの掲載やメールマガジンでの周知、適切な関連団体・組織への連絡等を実施しWG参加を募る。事業者からの声掛けも必要に応じて依頼。

4. PCR原案作成

PCR WGにてPCR原案を作成し (PCRの基となる既存LCA等の提供も併せて必要)、PCRモデレーター (PCR WGリーダー) がPCR認定申請書と共にPCR原案及び各種関連資料を事務局に提出。

5. 意見公募

プログラムウェブサイトにて1カ月間の意見公募を実施。集まった意見に対しては、PCR WGにて対応。

6. PCRレビューパネル

事務局がLCA、EPD、及び対象製品に精通する3名の専門家から成るPCRレビューパネルを編成し、PCR原案及び意見公募への対応内容等を精査。レビューパネルがPCRの最終合否判定を下す。

PCR公開 (利用可能)

Core-PCRとSub-PCRの関係

Sub-PCRでは追加ルールの設定や、共通解釈を促す追記等がなされる

- 基本的なルールはCore-PCRもSub-PCRも同じ (いずれもISO21930準拠)
- LCA算定に関する事項 (下表が一例) について、Sub-PCRでは詳細の追記等が可能

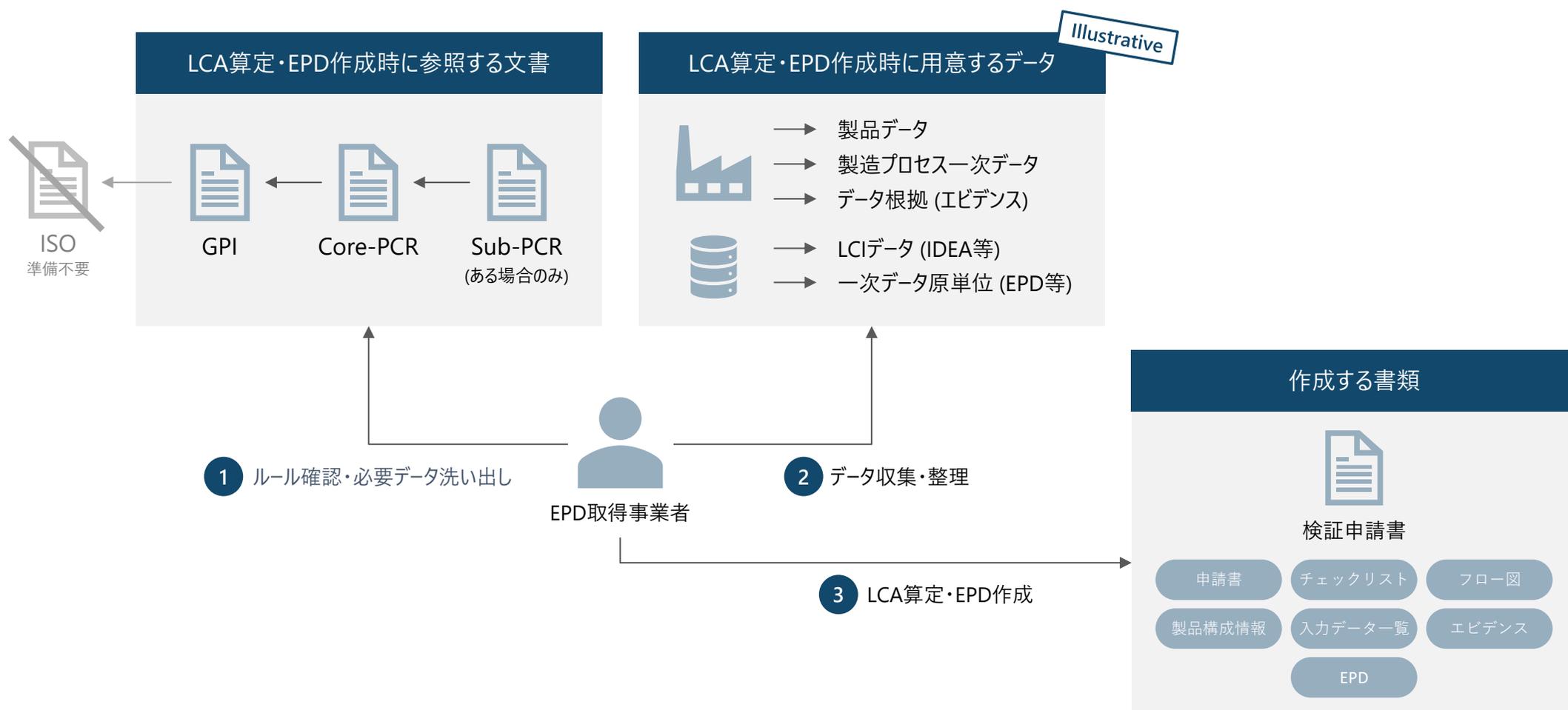
	データ収集範囲	利用可能データ	カットオフ基準	アロケーション	システム境界	宣言単位	シナリオ
Core-PCR	<p>記載例</p> <p>自社管理下にあるプロセス (A3) は一次データ収集が必須</p> <p>読み幅</p>	<p>記載例</p> <p>データ品質基準を満たすことが必須</p> <p>読み幅</p>	<p>記載例</p> <p>カットオフ基準はモジュールごとに5%とする</p> <p>読み幅</p>	<p>記載例</p> <p>第一ステップとして物理的関係に基づきアロケーションを実施する</p> <p>読み幅</p>	<p>記載例</p> <p>A1~A3は評価対象として必須</p> <p>読み幅</p>	<p>記載例</p> <p>出荷時の物理量当たりで宣言 (算定) する</p> <p>読み幅</p>	<p>記載例</p> <p>文献等を用いて適切なシナリオを設定する</p> <p>読み幅</p>
	<p>より具体的に記載</p> <p>読み幅</p> <p>記載例</p> <p>プロセスXとこのプロセスYは、一次データ収集を必須とする。</p> <p>上流段階でもプロセスYは一次データ収集が推奨される。</p> <p>プロセスZはA3に含まれるが、この一次データ収集は現実的ではないため二次データを許容する。</p>	<p>記載例</p> <p>プロセスXについては、例えば二次データYが利用可能。</p> <p>データXもデータYも二次データ品質基準を満たすが、条件ZにおいてはデータXを用いることが推奨される。</p>	<p>記載例</p> <p>5%に当たるプロセスは、例えばプロセスXである (このプロセスは算定に含まなくて良い)。</p>	<p>記載例</p> <p>プロセスXから出てくる共製品Yに対しては、Z手法でアロケーションを実施する。</p>	<p>記載例</p> <p>Xな特性を持つ製品は、A5まで評価対象に含まなければならない。</p>	<p>記載例</p> <p>「製品1m²当たり」を宣言単位とする。</p>	<p>記載例</p> <p>使用条件はXとし、Yの計算式を用いてZを評価対象に含めなければならない。</p>
Sub-PCR							

Illustrative

LCA算定・EPD作成

ルール (PCR及びGPI) に則りデータ収集を行い、LCA算定を行う

- PCRが上位文章であるGPIを参照しているケースも多く、PCRとGPIどちらに対しても読み込みと理解が必要
- EPD取得事業者がISO等の規格を購入する必要はなし

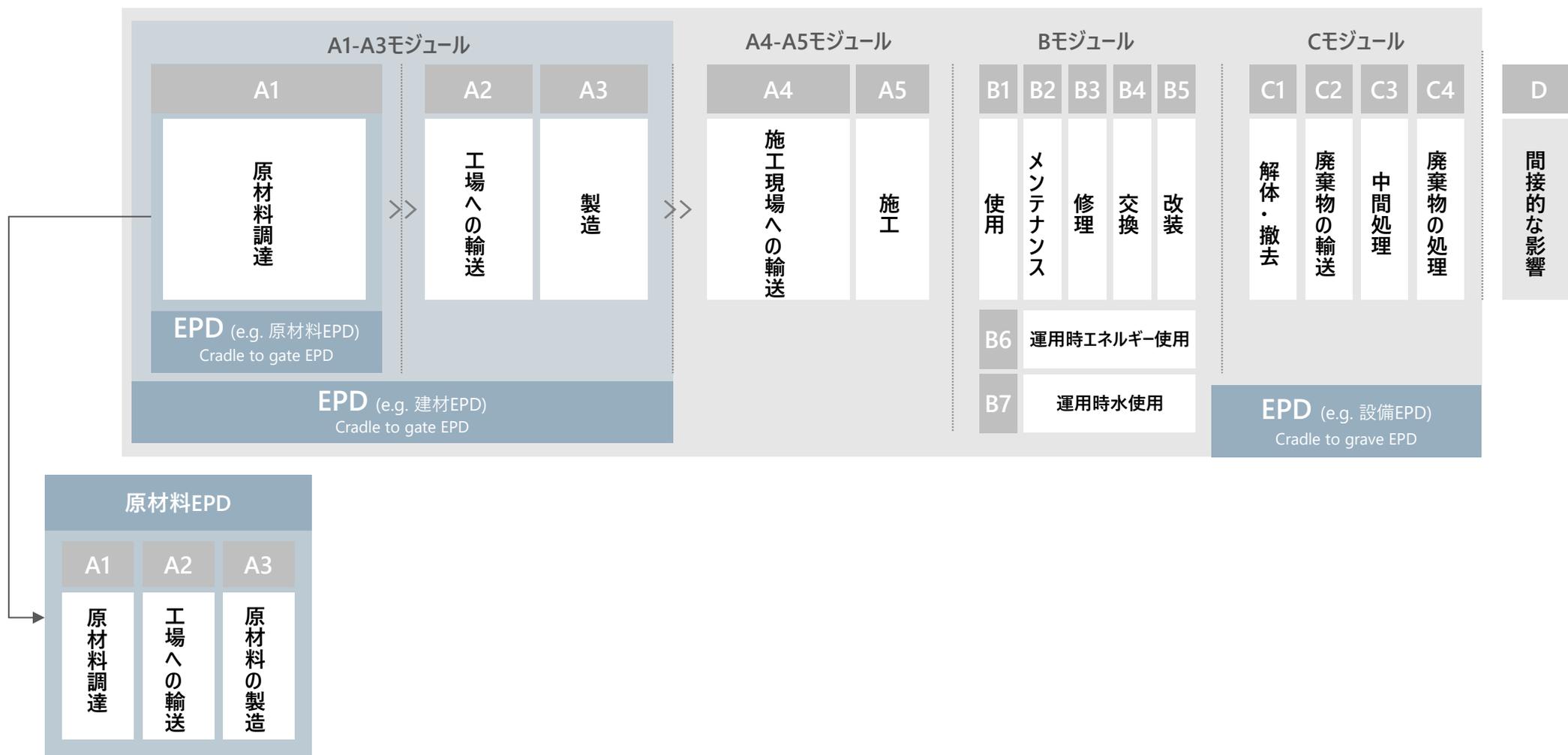


EPDの評価範囲

中間製品も、部分的ライフサイクル (Cradle to gate) を対象とするEPDが取得可能

- 建材メーカーは、自社製品の出荷時点 (Gate) までを評価対象としたEPDを取得可能
- 原材料 (中間製品) メーカーは、A1のみを対象としたEPDを取得可能 (A1をA1-A3に細分化して取得)

ISO21930 (建築・建設分野)



EPD検証用 作成書類一例

- 1. PCR
- 2. 算定
- 3. 検証
- 4. 公開

算定結果のみならず、検証や多領域評価に必要な情報の整理・提出が必要

新フォーマット

Illustrative

申請書 (表紙)

チェックリスト

製品構成表

算定根拠

EPD検証の基本プロセス

検証申請から1カ月程度～での合否判定が一般的

- プログラムに登録された検証員 (個人) または検証機関 (組織) によってEPD検証が実施される
- 個人検証員による検証の場合、事業者が事務局に対して検証申請書を提出する必要がある
- LCA算定結果に加え、検証時に必要な書類やデータが全て整った状態で検証申請を提出する

0. LCA算定・EPD作成

LCA算定に加え、EPD検証時に必要となるエビデンス資料の整理等や、最終的に公開されるEPD案の作成も全て完了した状態で、検証申請を行う。データ収集開始から検証申請まで約半年前後のケースが多い (1年以上のケースもあり)。

1. 検証申請書提出

事業者より、検証申請書を事務局に提出 (EPD検証開始のトリガー)。個人検証員による検証の場合のみ。

2. 検証員決定

個人検証員による検証の場合、プログラムに登録済みの検証員を事務局にてアサインする (選定に1週間程度～)。

3. 検証

検証員による検証 (検証員・EPD取得希望事業者間でのやり取り)。原則1往復 (検証員からの指摘に1度で対応できなかった場合、検証不合格となる可能性)。検証員は、検証において事業者にコンサルティングを提供してはならない。

4. 合格

検証後、合否判定を事業者に連絡。

EPD登録 (利用可能)

検証合格後、事業者にてEPD登録公開手続きを行いEPDが登録される。

EPD公開 (ウェブ掲載イメージ)

有効なEPDは、EPDプログラムのウェブサイトで検索・閲覧可能

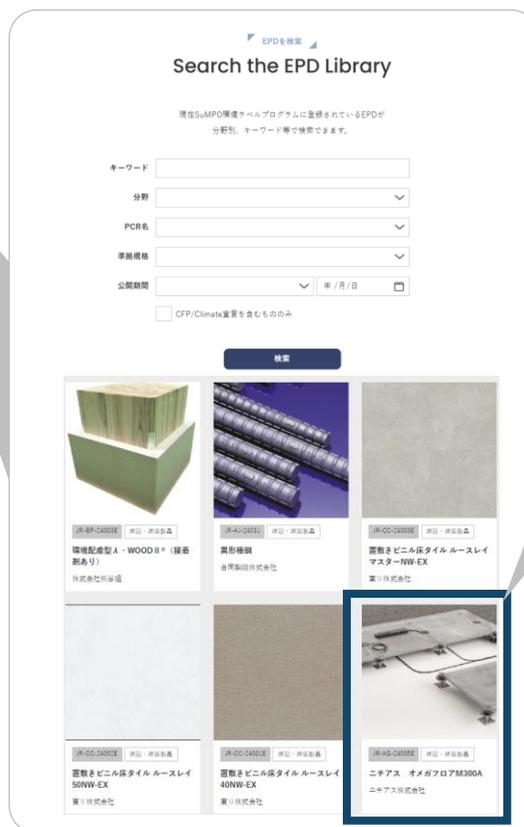
- 検証合格後、本ウェブサイト上へのEPDの掲載が必要
- 個別EPDの情報その他、事業者ページとして公開中宣言等の一覧の確認が可能

SuMPO EPD プログラムウェブサイト



<https://ecoleaf-label.jp/>
SuMPO EPD プログラムウェブサイト

EPD検索ページ



個別EPDページ



目次

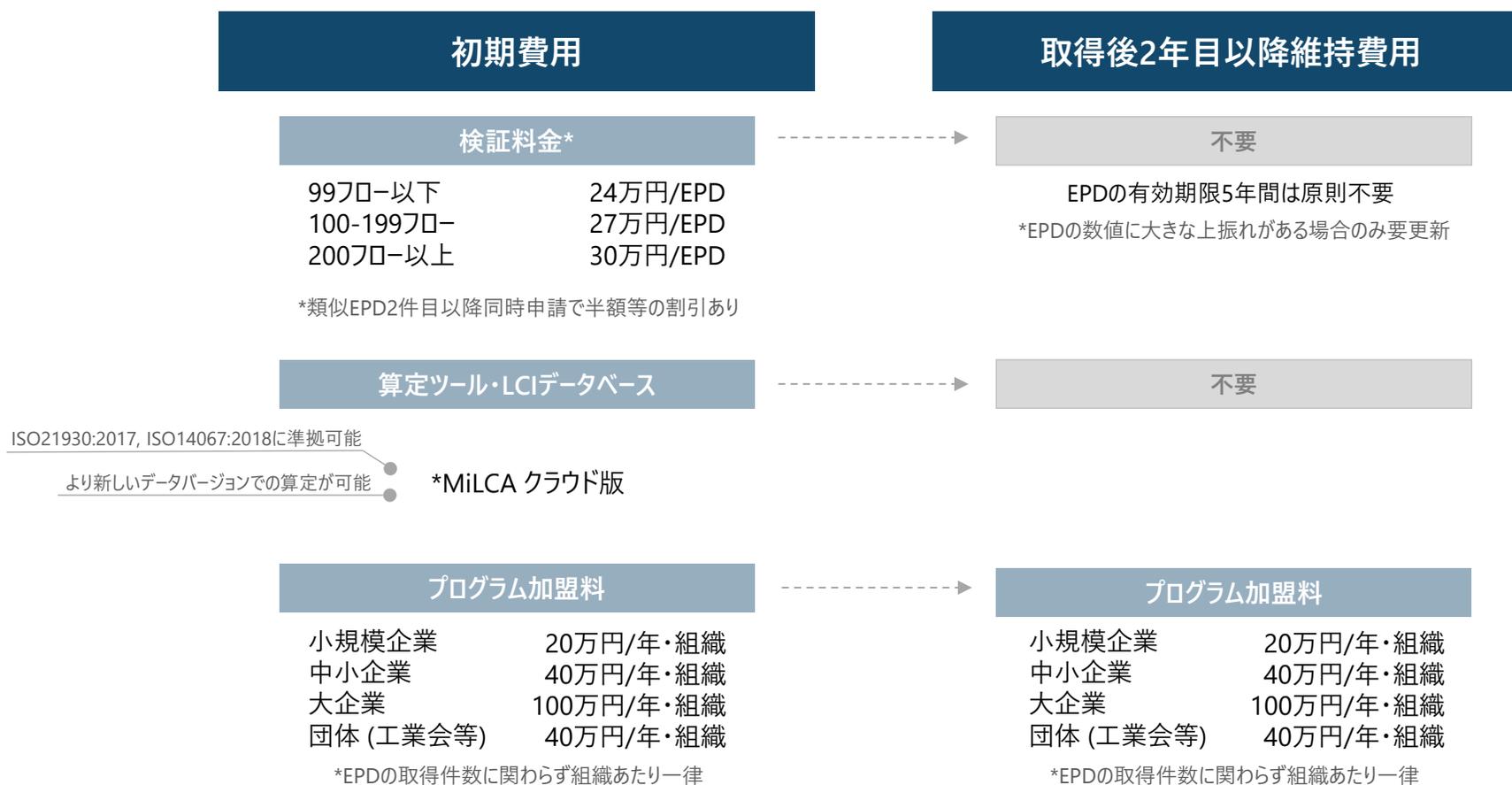
- LCAとCFP
- EPD概要
- EPD取得方法
- EPD取得に係る料金

EPD取得に係る料金 (2025年度版)*

*2026年4月より、2026年度料金が適用されます。2026年度料金は2025年度料金と異なる可能性があります。

EPD検証の有効期限は5年間

- 1件24万円からのEPD検証料 (類似する製品の同時検証では2つ目以降半額等のディスカウントあり)
- EPDの有効性を維持するために、プログラム加盟料が毎年必要
- プログラム加盟料は組織あたりの固定料金のため、1,000件のEPDを登録しても1件のEPDのみを登録しても同額

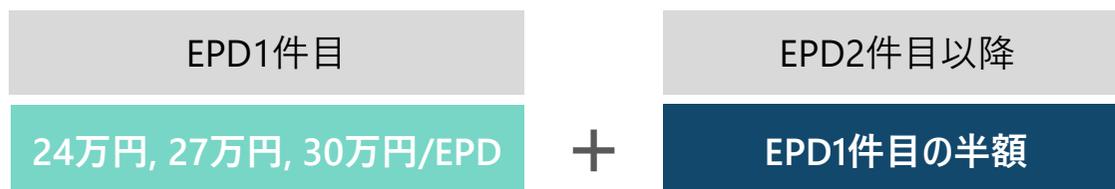


*MiLCA クラウド版

検証料に関するその他の留意点

*2026年4月より、2026年度料金が適用されます。2026年度料金は2025年度料金と異なる可能性があります。

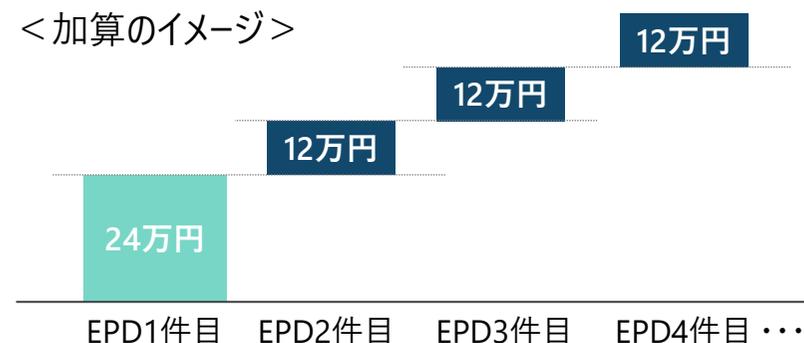
●類似製品の同時検証の場合、2件目以降が半額



類似製品として申請するためには、類似製品チェックリストを提出し、検証員に類似性が認められた場合に限られる。複数のEPDを同時に申請しても、類似性が認められなければ2件目以降は半額とならないことに留意。

※類似製品

= 同一設計思想に基づき、主要部品・原材料等の基本構成と主要工程を共通として生産される、同一機能の製品であること



●特殊性に関する追加料

追加料
5万円~/EPD

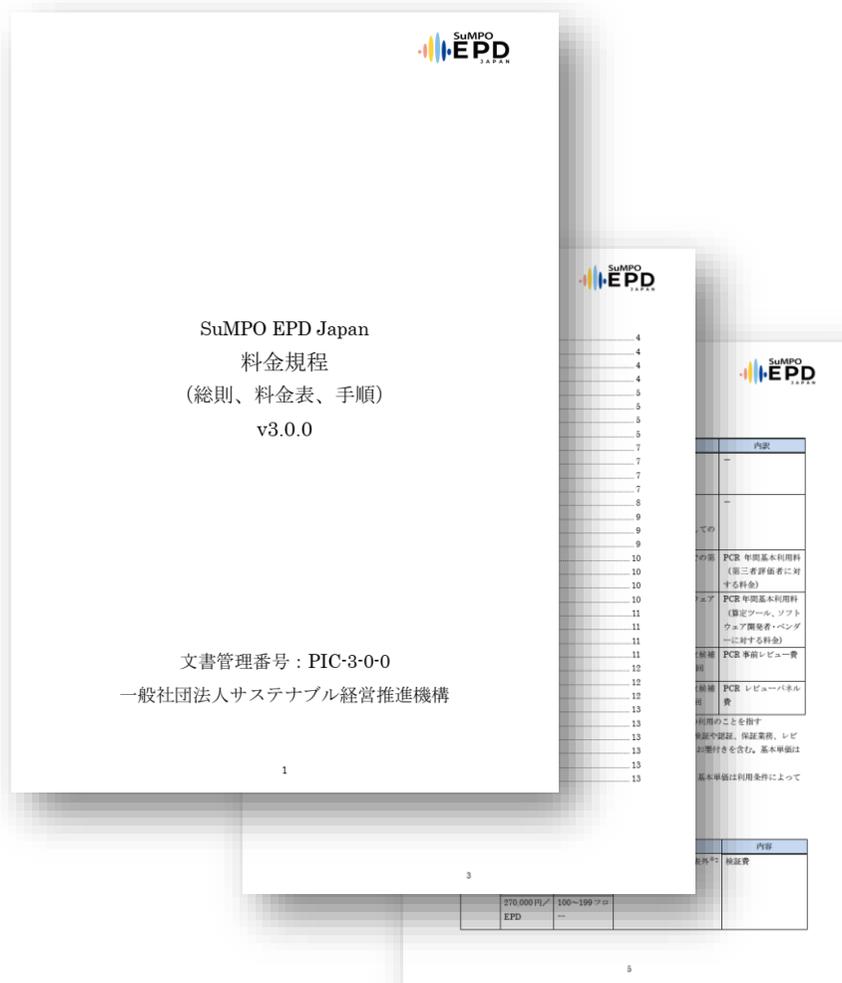
プログラムとしてデフォルトであるMiLCA / IDEA 以外 (例: ecoinvent) を用いて検証申請する場合など、プログラムのデフォルトとして想定されていない申請については、特殊性の内容に応じて適宜追加料金を設定。

料金規程

*2026年4月より、2026年度料金が適用されます。2026年度料金は2025年度料金と異なる可能性があります。

プログラムウェブサイトにて料金規程を公開

- ・ 検証料、プログラム加盟料、その他料金に係る事項を料金規程にて整理
- ・ プログラムウェブサイト > 規程類(プログラム規程)に公開 (文書番号PIC-03-00-00)
<https://ecoleaf-label.jp/resource/gpi/>



令和7年度 国土交通省支援事業 CO2原単位等の策定に係る支援

■支援の趣旨

2050カーボンニュートラルの実現に向け、建築物におけるCO2の削減を図るため、使用段階だけでなく、建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO2の削減が重要です。また、建築物のライフサイクルアセスメント（LCA）の実施に当たっては、建築物に用いる建材や設備の数量と、建材や設備に係る原単位を掛け合わせる必要があります。建築物のLCAの環境を整備するためには、CO2原単位等の整備が不可欠となっています。

そこで、本支援事業では、一定の要件を満たす建材・設備に係るCO2原単位の策定に対して国が建材・設備に係る業界団体又は民間事業者等に支援を行うこととしています。

国土交通省支援事業

CO2 原単位等の策定に係る支援

事業TOP
応募手続き
お問い合わせ

支援対象となる事業者

建材・設備に係る業界団体又は民間事業者等を支援対象とします。

支援の趣旨

2050カーボンニュートラルの実現に向け、建築物におけるCO2の削減を図るため、使用段階だけでなく、建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO2の削減が重要です。また、建築物のライフサイクルアセスメント（LCA）の実施に当たっては、建築物に用いる建材や設備の数量と、建材や設備に係る原単位を掛け合わせる必要があります。建築物のLCAの環境を整備するためには、CO2原単位等の整備が不可欠となっています。

そこで、本支援事業では、一定の要件を満たす建材・設備に係るCO2原単位の策定に対して国が建材・設備に係る業界団体又は民間事業者等に支援を行うこととしています。

支援金

原則として、策定した一のCO2原単位等につき上限額は400万円（税込）とします。
 なお、一事業者がCO2原単位策定について補助申請可能な額は、1,000万円（税込）までとします。

<https://www.kkj.or.jp/gx-dx/index.html>

参考情報) SuMPO/LCA・CFP検証サービス

申請者がガイドライン等に基づき算定した製品LCAの算定結果について、SuMPOが検証を行うサービス

サービス概要

■ 検証対象

- 製品・サービスのLCA算定結果
(算定支援は本サービス外です)

■ 検証員

- SuMPO認定の検証員

■ 検証基準

- 検証対応可能なスタンダード、フレームワーク

■ 検証に必要な書類 (フォーマットあり) ※一部準備中

- 検証申請書
- 検証用算定シート

■ 納品物

- 「SuMPO/LCA・CFP検証サービス 検証結果報告書」の発行
- 外部向けコミュニケーションの方法については 要相談

■ 料金：ご依頼内容により異なるため、要相談



※今後、検証体制の強化予定

検証対応可能なスタンダード、フレームワーク

- ISO14040:2006
- ISO14044:2006
- ISO14067:2018
- カーボンフットプリント ガイドライン (経済産業省、環境省) (2023年3月)
- GHG プロトコル Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard
- 温室効果ガス排出削減貢献量算定ガイドライン (日本LCA学会) (2022年3月)

※各業界における業界別のCFP等の算定ガイドラインについてはご相談ください

※ISO 14025: 2006 (Environmental labels and declarations — Type III environmental declarations — Principles and procedures) はSuMPO/EPDにて対応いたします

さんぽ わざ
心豊かな未来をSuMPOの業で創ります



Sustainable Management Promotion Organization

一般社団法人サステナブル経営推進機構

〒101-0044 東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

機構ホームページ <https://sumpo.or.jp>

SuMPO環境ラベルプログラム（EPD）ホームページ <https://ecoleaf-label.jp>